

平成24年4月12日
東北森林管理局

調査等業務に係る入札に参加を希望される方へ

東北森林管理局では、森林土木工事の総合評価落札方式に係る調査・測量・設計業務において、契約の適正な履行及び業務の品質確保を図るため、以下とお取り扱いすることとしましたのでお知らせします。

なお、適用開始は、平成24年4月12日以降準備の整った入札公告から適用することとします。

1 履行確実性の審査・評価の実施について

- (1) 予定価格1千万円を超える森林土木工事の調査等業務において、履行確実性評価方式を試行的に導入します。
- (2) 入札執行(開札)時に、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条の基準に基づく調査基準価格に満たない者を対象に、「履行確実性の審査のための追加資料作成要領」に基づき追加資料の提出、必要に応じてヒアリングを行い、履行確実性の審査・評価を行います。

2 総合評価落札方式の評価項目、評価基準及び配点の設定の見直し

評価項目の企業の実績に信頼性の項目を追加し、不誠実な行為の有無を減点評価します。

なお、詳細等については、該当する案件の入札公告、入札説明書で確認をお願いします。

お問い合わせ先
東北森林管理局 総務部 経理課
電話 : 018-836-2070